

質物保管設備基準

発出年月日：平成20年8月15日
文書番号：沖縄県公安委員会告示96
公表範囲：全文

(趣旨)

第1条 この基準は、質屋営業法（昭和25年法律第158号）第7条第1項の規定に基づき、火災、盗難等の予防のため、質屋の設けるべき質物の保管設備（以下「保管設備」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(規模及び構造)

第2条 保管設備の大きさ及び構造は、その営業の内容に応じて適正なものでなければならない。

(営業所との距離の制限)

第3条 保管設備は、営業所と同一の敷地内に設けなければならない。ただし、やむを得ない場合は、営業所の敷地に近接する場所に設けることができる。

(防湿構造)

第4条 保管設備の内部は、壁及び床を板張構造とする等防湿上の措置を講じなければならない。

(防火設備)

第5条 保管設備の主要構造部は、次の各号のいずれかに該当する構造でなければならない。

(1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造

(2) 土蔵造

(3) 沖縄県公安委員会が前2号に掲げる構造と同等以上の耐火性能を有すると認めたもの

2 保管設備の開口部には、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第109条第1項に定める防火設備を設けなければならない。

(盗難予防設備)

第6条 保管設備の開口部には、シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅ろうな施錠設備を設けなければならない。

2 保管設備の適当な箇所に、防犯上必要な非常ベルその他の非常警報装置（以下この条において「非常警報装置」という。）を設けなければならない。ただし、営業所と同一の敷地内に保管設備を設けている場合で当該営業所又はこれと同一の敷地内にある建築物（建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。）に非常警報装置があるとき、又は一棟の建物の構造上区分された部分に独立して営業所及び保管設備を設けている場合で当該建物に非常警報装置があるときは、この限りでない。

(ねずみ等の侵入防止措置)

第7条 保管設備の出入口以外の開口部には、質物の保管上有害なねずみその他の動物の侵入を防止する措置を講じなければならない。

(保管設備に関する特例措置)

第8条 現に質屋営業の許可を受けて質屋営業を行っている者が、補修、建替え等のため別に保管設備を設けようとする場合における当該保管設備（以下「仮保管設備」という。）については、第3条及び第7条の規定は、適用しない。

2 仮保管設備に付随して火災警報装置を設置している場合その他仮保管設備に関し防火上の措置が講じられている場合における仮保管設備の出入口以外の開口部については、第5条第2項の規定は、適用しない。

3 仮保管設備の出入口以外の開口部に関する第6条第1項の規定の適用については、同項中「シャッター、鉄製扉等侵入防止のために有効な設備及び堅ろうな施錠設備」とあるのは、「施錠設備」とする。

4 第1項から前項までの規定は、仮保管設備の使用を開始したときから2年を経過する日までの当該仮保管設備に限り適用する。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成20年8月15日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に質屋営業の許可を受けている者が設けている保管設備又は許可申請をしている者に係る保管設備については、第6条及び第7条の規定は、適用しない。